

障害福祉関係ニュース 平成28年度8号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算341号
(平成28年9月27日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- 社会保障審議会福祉部会（第19回）が開催される
- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | ～会計監査人の設置法人対象の範囲については平成29年度に「収益30億円／負債60億円超」でスタート、当初案の「収益10億円／負債20億円超」は平成33年度以降に適用の予定～ | …P. 1 |
| 2 | 厚生労働省「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」を発出 | …P. 5 |
| 3 | 厚生労働省「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止対策検討チーム」の中間とりまとめ（検証結果）を公表 | …P. 7 |
| 4 | 厚生労働省「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」を発出 | …P. 8 |
| 5 | 全社協・社会福祉施設協議会連絡会「平成28年熊本地震に係る義援金」のご報告 | …P. 11 |

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保障審議会福祉部会（第19回）が開催される

～会計監査人の設置法人対象の範囲については平成29年度に「収益30億円／負債60億円超」でスタート、当初案の「収益10億円／負債20億円超」は平成33年度以降に適用の予定～

「社会保障審議会福祉部会」（部会長：田中滋慶應義塾大学名誉教授）の第19回が、9月26日（月）に開催されました。今回は（1）改正社会福祉法の施行に向けた検討事項について、（2）今後の福祉人材確保専門委員会についての協議が行われました。

（1）については、平成29年4月施行事項（「評議員会の員数に係る経過措置」「会計監査人の設置法人」「控除対象財産の算定方法」等）に関する政省令案が示され、了承されました。今後早急にパブリックコメントを行い10月下旬～11月上旬に政省令を公布する予定です（ただし、社会福祉充実残額に関する通知は12月発出予定）。加えて、社会福祉法人定款例は上述の政省令と同じ時期に発出、所轄庁監査の見直しについては素案を平成29年1月に示すとの説明もありました。

（2）については、専門委員会を10月に再開し、平成29年3月に報告書を取りまとめるとのスケジュールと検討事項案の説明がありました

以下、示された政省令案や協議内容の詳細です。

(1) 改正社会福祉法の施行に向けた検討事項について

① 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について (案)

前々回の第 17 回部会(5 月 20 日開催)において、①会計監査人の設置対象法人の範囲については、平成 27 年 2 月にとりまとめられた同部会報告書で示された「収益 10 億円以上、負債 20 億円以上」との基準を平成 29 年 4 月の施行当初から適用するのではなく、準備期間の短さや導入時の円滑施行の重要性を踏まえ「段階的に導入する」との考え方が示されていました。②評議員の員数に関する経過措置については、6 月 20 日に発出された事務連絡(「社会福祉法人の員数の経過措置に係る一定の事業規模について」)の中で、「平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人とする予定」との考え方が示されていたところです。

今回の部会では、①については、「平成 29-30 年度は収益 30 億円・負債 60 億円以上、31-32 年度は収益 20 億円・負債 40 億円以上、33 年度以降は収益 10 億円・負債 20 億円以上」との段階施行の具体的な基準が示されました。②については、6 月 20 日付の事務連絡と同じ「サービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人」との案が示され、了承されました。(詳細は以下参照)

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う主な政省令事項について

(※配布資料より転載)

1. 政令で規定する事項

(1) 会計監査人設置の基準

○ 会計監査人設置の基準を、最終会計年度の収益 30 億円／負債 60 億円を超える法人と規定する。

※ 一定の基準を満たす法人は、理事の適正な職務執行を確保するための体制を整備するため、理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制等について理事会で決定する必要があるが、当該基準について、会計監査人設置の基準と同じ基準とする。

○ 会計監査人の導入については、①選任までに、予備調査を含め、一定の期間が必要であるほか、②監査を受ける社会福祉法人及び監査を実施する公認会計士等の双方において、会計監査人制度・社会福祉法人制度等への理解及び態勢整備等の準備が必要である。

○ このような状況を踏まえると、会計監査人制度を円滑に導入し、より多くの社会福祉法人に安定的に根付かせていくためには、段階的に制度を導入することが適当と考える。

○ 具体的には、以下のとおり。

- ・ 平成 29 年度、平成 30 年度は、収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人
 - ・ 平成 31 年度、平成 32 年度は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人
 - ・ 平成 33 年度以降は、収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人
- と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成 29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

(2) 評議員数に関する経過措置

○ 評議員に関する経過措置(3 年間は 4 人以上とするもの)の対象となる法人の基準を、収益 4 億円を超えない法人と規定する。

(3) 社会福祉法人等の資産の総額の変更に係る登記の期限の変更（組合等登記令の一部改正）

- 資産の総額に変更があったときの登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と改正する。

2. 省令で規定する主な事項

(1) 評議員等と特殊の関係を有する者

- 評議員等と特殊の関係があることにより、評議員等になることが制限される者について、公益認定法の規定に準拠し、事実婚の関係にある者、評議員等の使用人となっている者、支配している他の法人の役員である者等を規定する。

※ 法律（改正後の社会福祉法）では、特殊の関係を有する者として、配偶者及び三親等以内の親族が規定されている。

(2) 控除対象財産額

- 控除対象財産額を算出するために合計する財産として、事業の継続に必要な財産（社会福祉事業等の実施に必要な財産、当該財産のうち固定資産の再取得等に必要な額に相当する財産及び最低限必要な運転資金）を規定する。（詳細及び係数については通知に記載）

(3) 社会福祉充実計画

- 社会福祉充実計画について、
- ・ 計画への記載事項（法人の基本情報や資金計画等）
 - ・ 計画の変更に当たって、所轄庁の承認を要さず、届出のみで足りる軽微な変更事項（事業の種類、実施地域、実施期間や、社会福祉充実計画に係る重要事項以外のもの）
- などの基本的事項を規定する。（詳細については通知に記載）

3. 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

※政省令案は、今後パブリックコメントを行い、本年 10 月下旬～11 月目途に公布。

事務局（厚生労働省）による資料説明の後の質疑において、「会計監査設置対象法人の範囲を広げていく過程で実施状況を確認をしていくとのことだが、何を確認して次の段階に進んで良いとの判断をするのか」との質問があがり、事務局（田中社会福祉法人制度改革推進室長）は、「実際に会計監査が実施されないと見えないが、現時点で考えられることは、①法人改革の趣旨に則ったものになっているか、②監査費用の負担が過大かどうかである」と回答しました。

② 「社会福祉充実残額」及び「社会福祉充実計画」について

前回の第 18 回部会（8 月 2 日開催）において示された社会福祉充実残額の算定式、社会福祉充実残額が発生した際の社会福祉充実計画の策定の優先順位、社会福祉充実計画のフォーマットの案等が再度示されました（第 18 回部会と同内容）。社会福祉充実残額の算定方法については、10 月上旬に「社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会」を開催しそこでの協議を経て決定し、同じく前回部会で実施の説明があった「社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研

究」の結果を踏まえ、平成29年末に算定式の係数について決定する予定との説明がありました。10月下旬～11月上旬に関連通知案をまず示し、調査研究結果を踏まえ12月に正式な関連通知を発出する予定とのことです。

事務局（厚生労働省）による資料説明の後の質疑では、「国庫補助の額や自己資金比率で社会福祉充実残額の発生額は大きく変わる。ケースによって状況は様々であり、個別事例の対応が分からないという話を聞く。よくある例は社会福祉充実残額の算定方法をFAQで示してはどうか。例えば、自治体から無償で建物を譲りうけてそれを改修する場合等」、「社会福祉充実残額が発生した場合の社会福祉充実計画での使途の優先順位については、処遇改善への活用ができることを所轄庁が分かるように強調してはどうか」、「社会福祉充実残額の捉え方について、金額の多寡が経営指標ではないこと、算定してマイナスだったり残額が少ないと（地域ニーズに応じている）良い経営、プラスだったり多いと（地域ニーズに応じていない）悪い経営をしているということではないということ、FAQでもしっかりと書いてほしい。特に残額が多いと悪い経営をしていると見られてしまわないかを懸念している」等の質問・意見があがりました。これらの質疑・意見に対して事務局（田中社会福祉法人制度改革推進室長）は算定方法の良くあるケースの例示については「対応を考えたい。」と回答し、充実残額の使途の処遇改善への活用の強調については「今後、所轄庁に丁寧に説明していきたい。」と回答しました。社会福祉充実残額の多寡の捉え方については、「充実残額の多い少ないで善し悪しが判断できないのはその通りだが、それだけではなくどうして多いのかという中身まで見ないと実態は分からないのではないか」と回答しました。

③ 今後の社会福祉法人改革の施行スケジュール等について

厚生労働省は8～9月に「社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議」を開催していますが、11月には都道府県・政令指定都市・中核市を対象とした「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」を開催し、所轄庁への一層の周知を進めるとの説明がありました。

加えて、10～11月にかけて指導監査の見直しに係る関係団体からのヒアリングと自治体との意見交換の機会を設けて、指導監査の見直しの素案を平成29年1月には示すとの説明がありました。この見直しは、現在の所轄庁監査にはいわゆるローカルルールが存在や、法人の自主性・自立性を阻害している面があるとの課題があり、かつ会計監査人制度の導入により所轄庁監査との関係性を整理する必要があることから実施されるものです。

見直しの方向性の対応案としては、①指導監査の要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知、②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化、③監査周期等の見直しによる重点化、④監査を担う人材の育成、この4つが示されました（対応案の詳細は下記記載のURLより配布資料をご参照ください）。

事務局（厚生労働省）による資料説明の後の質疑では、「資料にある施行スケジュールが分かりづらい。政省令の発出時期を正確に記し、定款変更への対応でこの手続きはこの時期に求められるといったことか分かりやすいものを作ってほしい」との意見があがり、事務局（田中社会福祉法人制度改革推進室長）は「スケジュールはより分かりやすいものに修正する」と回答しました。その他、「所轄庁監査の見直しは是非お願いしたいが、現在発生している問題の多くは法人と所轄庁間のコミュニケーション不足が原因のものであって、法人経営者の誤解によるものが多いように感じる。是非、全国団体が法人経営者の監査での困りごとを集約して、それを厚生労働省が吸い上げるといったシステムを作ってほしい」との要望も寄せられました。

(2) 今後の福祉人材確保専門委員会について

平成27年2月に福祉人材確保専門委員会は「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」をとりまとめています。その中では、平成27年度から数年をかけて、「介護を担う人材層ごとの機能・役割、人材像及び量的な比重などの在り方はどのようなものか」、「それぞれの人材層ごとに求められる能力、それを裏付ける教育・養成の在り方、キャリアパスはどのようなものか」といった視点を基本に据えつつ、介護人材を類型化した上で、機能分化を図ることについて検討を進めることとされていました。

10月以降平成29年3月までに計7回程度の委員会を開催し、①介護人材が担う機能、②介護人材のキャリアパス、③社会福祉士のあり方について検討を行い（検討事項案は当日資料を以下のURLよりご参照ください）、3月に報告書を取りまとめるとのスケジュールの説明がありました。

委員より報告書の取扱いについての質問（「報告書の内容を基に法改正を行う予定があるのか」）がありましたが、事務局（榎本福祉人材確保対策室長）は「報告書を基に、平成29年度に介護福祉士と社会福祉士の養成カリキュラムの改訂の議論を行う予定」と回答しました。

次回部会の開催予定は未定ですが、10月には同部会福祉人材確保専門委員会が開催される見込みです。今回の部会の配布資料は以下のURLよりご参照ください。

【厚生労働省】ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会（福祉部会）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

※ 第19回部会の資料等に箇所に後日掲載されます。

2. 厚生労働省「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」を発出

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部は、9月9日（金）に標記通知（障害福祉課長通知）を発信しました。

通知では、8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生を踏まえ、障害者支援施設等が定める非常災害に関する具体的な計画（「非常災害対策計画」）の中で盛り込むべき項目の例示（災害に関する情報の入手方法、災害時の連絡先及び通信手段の確認、避難を開始する時期・判断基準等）に加え、各施設の非常災害対策計画の内容や避難訓練の実施状況についての平成28年内の状況把握を各自治体に依頼しています。

なお、同通知で各自治体に働きかけが求められているのは障害者支援施設、障害福祉サービス事業所ですが、介護保険施設等、児童福祉施設等にも各担当課から同様の通知が発出されています。

障障発0909第1号

平成28年9月9日

都道府県・指定都市・中核市 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

(抜粋)

1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月19日付内閣府策定）において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画（「非常災害対策計画」）を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知をお願いしたい。

(別紙) 調査項目案 (予定)

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・ 障害者支援施設等の立地条件 ・ 災害に関する情報の入手方法
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・ 避難を開始する時期、判断基準 ・ 避難場所
 - ・ 避難経路 ・ 避難方法 ・ 災害時の人員体制、指揮系統 ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設等

- ・ 障害者支援施設 ・ 療養介護事業所 ・ 生活介護事業所 ・ 短期入所事業所
- ・ 自立訓練事業所 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 ・ 共同生活援助事業所
- ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援事業所 ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 放課後等デイサービス事業所 ・ 児童発達支援センター

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

3. 厚生労働省「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止対策検討チーム」の中間とりまとめ（検証結果）を公表

厚生労働省は8月30日に相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策の協議を進めることを目的とした「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」（座長：山本輝之成城大学法学部教授）の第3回会合を開催しました。

3回目となる会合では、福祉施設における防犯対策について、「できるだけ早く、防犯チェックリストのようなものを作成し、社会福祉施設の防犯意識の向上を図るべき」との意見や、「防犯カメラの設置等に対する支援を求めている施設がある」との意見がありました。

また、措置入院に係る手続きについては、「入院中や措置症状消退について判断する際に、自傷他害の症状の再発防止に関する評価を行うことで、患者のニーズに合わせた支援計画を検討できるのでは

ないか」との意見や、「一般的に容疑者のような症状が大麻の使用で生じるとは考えにくい、緊急措置入院から外来までそれぞれの時点で診断が変わっているように診断の確定が難しい」といった意見がありました。

その他、退院後のフォローアップについては、容疑者が外来予約のキャンセルをした際に病院が電話などで様子を確認していたか等について確認し、議論が進められました。

その後、これまでの計 3 回の会合をふまえ、9 月 14 日（木）に検証結果となる「中間とりまとめ」が公表されました。

とりまとめの中では、社会福祉施設等における防犯対策としては以下の内容の検証結果と今後の検討課題が示されています。今後の検討課題としては、「日常と緊急時の対応に関して具体的な点検項目を新たに提示」との検証結果が示されています。

【社会福祉施設等における防犯対策】

〔検証で明らかになった点〕

- ・施設は、警察からの容疑者の手紙の内容についての説明と、それに基づく防犯指導を踏まえ、早急に警備体制の強化を開始するなどしていたが、容疑者の手紙の内容の詳細までは把握しておらず、また、施設内では緊急時との意識が十分に共有されなかったことから、防犯カメラを常時監視するに至らず。

〔今後の検討課題〕

- ・社会福祉施設等における防犯について、日常の対応や、犯行予告がなされた場合のような緊急時の対応に関し、具体的な点検項目を新たに提示。
- ・点検項目を受けて、社会福祉施設等においては、防犯の観点から現状を点検、対応すべき点を把握。
- ・地域と一体となった開かれた社会福祉施設等という基本的方向性は維持。

今後は、更に検証を進め、その結果を踏まえて再発防止策をとりまとめることとされています。詳細は以下 URL をご参照ください。

【厚生労働省】ホーム＞政策について＞審議会・研究会等＞障害保健福祉部が実施する検討会等＞相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チームの開催について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=373375>

※なお、厚生労働省は、9 月 20 日に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム（第 5 回）」を開催し、中間とりまとめをふまえた再発防止策等について、検討を行いました。検討内容がわかり次第、ご報告します。

4. 厚生労働省「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」を発出

厚生労働省は、9 月 15 日付で標記通知を発出しました。この通知では、津久井やまゆり園での事件を受けて 7 月 26 日に発出された通知「社会福祉施設等における入所者等の安全確保について」において、入所者や利用者等の安全確保に努めるよう注意喚起を行ったことに続き、外部からの不審者に対する危機管理の観点から、現状の点検と課題の把握により防犯確保に係る安全確保に資するよう、現

時点で必要と考えられる点検項目を整理し、各自治体にその点検項目の管内社会福祉施設への周知と、その取組を図ることの働きかけを求めています。

点検項目は、大きく「日常の対応」と「不審者情報を得た場合その他緊急時の対応」に分けて整理されており、全部で35項目程度ですが、「社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない」、「施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配布し、研修をすることが望ましい」と通知本文の中で書き込まれており、点検項目がすべての社会福祉施設に一律に求められることにはならないことを説明しています。

さらに、「引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合がある」との但し書きが付されています。

なお、通知の中では、「地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要」とされており、「施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要」との考え方が示されています。点検項目の中でも、地域の関係機関との連携や協同に係る項目が盛り込まれています。

平成28年9月15日

各 都道府県・指定都市・中核市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（抜粋）

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることがないように留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について。夜間・休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実

施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施にあたっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配布し、研修することが望ましいこと。

（別添）

社会福祉施設等における点検項目（柱のみ）

1 日常の対応

- （1）所内体制と職員の共通理解 〈計11項目〉
- （2）不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 〈計2項目〉
- （3）施設等と利用者の家族の取組み 〈計1項目〉
- （4）地域との協同による防犯意識の醸成 〈計2項目〉
- （5）施設設備面における防犯に係る安全確保 〈計4項目〉

※ 「利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のための施設・設備面の対策を講じているか」として、警報装置、防犯監視システム、防犯カメラ、防犯ブザー、玄関・サッシ等への補助錠の取付、ウィンドフィルムの窓ガラスへの貼り付け、人の出入りを感知するセンサー付きライト、等が例示されている。

- （6）施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保 〈計7項目〉

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

- （1）不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制 〈計5項目〉
- （2）不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等 〈計5項目〉

なお、本会では今回の事件をうけ、「障害者支援施設における入所者等の安全の確保について」（平成28年8月1日／身障協会会長通知）を発出しています。引き続き、障害者差別や偏見をなくす社会づくりや、利用者が安心してその人らしい生活ができるよう、会員施設の皆様におかれましては、関係施設・事業所におけるさらなる安全の確保に向け、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

5. 全社協・社会福祉施設協議会連絡会「平成 28 年熊本地震に係る義援金」のご報告

本ニュース第 335 号（5 月 11 日）において、全社協・社会福祉施設協議会連絡会（以下、施設協連絡会/委員長 磯 彰格〔全国社会福祉法人経営者協議会 会長〕）が実施する「平成 28 年熊本地震」に係る義援金募集のご案内をいたしました。

施設協連絡会の義援金は 5 月末日までの期間で実施し、全国の社会福祉法人・施設から約 4,200 万円のご支援をいただきました。集まった義援金については、8 月 5 日に施設協連絡会副委員長が熊本県社協へ赴き、松葉常務理事へ義援金目録を手交しました（8 月 10 日に熊本県社協に送金済み）。具体的な配分については熊本県社協を中心に検討することとしております。なお、配分結果は施設協連絡会に報告いただくこととしております。詳細は下記をご参照ください。

ご協力をいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

（平成 28 年 8 月 23 日／全社協・施設協連絡会）

平成 28 年熊本地震にかかわる義援金について

1. 募集期間：

平成 28 年 4 月 21 日～5 月 31 日（※募集期間終了後も引き続き、受付）

2. 義援金の状況（8 月 22 日現在）：

合計 41,867,599 円（471 件）

3. 義援金の使途：

被災した福祉施設等への義援金（※ 現地支援活動費に充当しない）

4. 配分方法：

- 施設協連絡会から熊本県社協へ送金し、具体的な配分については、熊本県社協を中心に検討
- 配分結果は、施設協連絡会に報告する。

5. 義援金目録の手交：

- 8 月 5 日に日野副委員長（身障協会長）が熊本県社協にて松葉常務理事へ義援金目録を手交
- 8 月 10 日に指定口座へ送金

なお、全社協および全社協を構成する施設種別協議会等の支援活動については、全社協アクションレポートの中で報告しております。以下の URL にこれまで発信しているレポートが掲載されていますので、あわせてご参照ください。

【全国社会福祉協議会】ホーム＞全社協 Action Report

http://www.shakyo.or.jp/news/20130531_actionreport.html